

令和7年度秋田市有償ボランティアによる除雪実施要領

1 目的

本要領は、あらかじめ定めた私道の除雪作業を行った団体に対して報償金を支給することで、市民協働による除排雪の取組を推進するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

3 実施内容

市は、次に掲げる事項のとおり、報償金を支給するものとする。

(1) 報償金を支給する団体（以下「支給団体」という。）

ア 町内会、自治会および地区振興会

イ 企業

ウ その他地域で活動する団体（学生、生徒等が主体の団体は除く。）

(2) 報償金の額

実施期間を通して、除雪回数にかかわらず1メートル当たり400円とする。ただし、1団体当たり100千円を上限とする。

(3) 報償金の支給条件等

ア 対象道路

市の除雪対象路線のうち、私道とする。

なお、当該私道は、市の除雪を行わない。ただし、市が道路豪雪対策本部を設置した場合は、市と支給団体で協議の上、決定する。

イ 除雪方法

支給団体が所有もしくは借り上げる除雪機械（以下「除雪機械」という。）又はスコップ等の除雪器具を使用した人力によるものとする。

ウ 除雪距離

除雪機械を使用する場合は50メートル以上、スコップ等の除雪器

具を使用した人力の場合は20メートル以上除雪するものとする。

エ 除雪実施日

支給団体は、あらかじめ定めた私道において、目視でおおむね10センチメートル以上の積雪があったと確認した場合は、原則除雪するものとする。

なお、10センチメートル未満の積雪であっても、予想される降雪量、路面状況等に応じて、除雪することができる。

(4) 保険

ア 除雪作業中に発生した事故には、市の市民総合賠償補償保険を適用する（入院日数に応じて、1万円から5万円）。

イ 除雪機械にかかる保険は、必要に応じて、支給団体が加入する。

(5) 報償金の支給対象外

ア 市が所有する小型除雪機を借りて除雪した場合

イ 少雪等により、1度も除雪作業を行わなかった場合

4 参加申込み等

支給団体は、次に掲げる事項のとおり参加申込みを行うものとする。

(1) 申込書類

秋田市有償ボランティアによる除雪参加申込書（様式第1号）

(2) 申込期間

令和7年10月17日から令和7年11月25日まで

(3) 申込先

〒010-8560 秋田市市民生活部生活総務課 地域振興担当

(4) 申込み方法

持参又は郵送により申し込むこと。ただし、郵送の場合は、上記申込期間内に必着とする。

(5) 除雪対象道路の確認

除雪しようとする道路が本業務の対象道路であるかどうかは、上記申込先に確認すること。

(6) 私道沿いの住民に対する周知

参加申込み前に、必要に応じて、当該私道沿いの住民に対し、実施期間を通し除雪する旨を周知すること。

(7) 支給団体への通知

市は、令和7年11月28日までに、支給団体に対し、本業務への参加について通知を行う。

なお、参加申請を行った団体数によっては、市民協働による除排雪の推進等の観点から、市が支給団体を選定することができる。

5 実績報告

- (1) 支給団体は、除雪作業を行う前後で当該私道を写真撮影すること。
- (2) 支給団体は、実施期間中に除雪を行った場合は、秋田市有償ボランティアによる除雪実績報告書（様式第2号）を実施期間後、20日以内に市に提出しなければならない。

6 報償金の支払

- (1) 支給団体は、報償金の支給を受けようとするときは、上記実績報告を行い、秋田市有償ボランティアによる除雪請求書（様式第3号）を市に提出しなければならない。
- (2) 市は、上記請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に支給団体に対し、報償金を支払うものとする。

7 その他

- (1) 参加申込み等に関する一切の書類の作成および提出に係る費用は、支給団体の負担とする。
- (2) 支給団体は、実施期間中に本業務を履行することができなくなった場合は、市に対し申し出ることができる。